

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

令和2年4月1日策定
新潟県信用保証協会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を整えることにより、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 子の看護休暇について周知し、活用を促す

〈対策〉子の看護休暇の内容や申請方法等について、全職員に改めて周知することにより、対象職員に取得を促しつつ、周囲の職員の理解度を高め、子の看護休暇を取得しやすい環境を整える。
また、令和3年1月に改正育児・介護休業法施行規則等が施行されることを踏まえ、子の看護休暇が時間単位で取得できるように規程の改正を行う。

目標2 女性職員の育児休業取得率100%を維持する。

〈対策〉対象となる女性職員全員が育児休業を取得できるよう、ハラスメント研修等を通して、子育て支援の重要性等に関する職員の意識を高める。

目標3 年次有給休暇の取得を促進するため、全職員の年次有給休暇の取得日数を一人当たり年8日以上とする。

〈対策〉職員が年次有給休暇を取得しやすい環境を整えるべく、各部署において「ムリ・ムダ・ムラ」を発見、除去する取組みを継続し、業務の効率化を図る。
そのうえで、所属長が所属職員に年次有給休暇の取得を促すとともに、「休暇予定表」を作成、掲示するなど、年次有給休暇取得促進のための取組みに注力する。